

○旅行命令等の権限の再委任等について（例規通達）

平成26年3月13日群本例規第28号（会）警察本部長

改正

平成27年3月群本例規第8号（総企）

平成30年3月7日群本例規第2号（務）

平成31年2月26日群本例規第7号（務）

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「国費旅費規則」という。）第4条及び群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号。以下「県費旅費条例」という。）第4条に基づく旅行命令及び旅行依頼の権限の一部の委任等について次のとおり定め、平成26年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようされたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

- 1 国費旅行命令等の権限の再委任について（平成7年群本例規第12号）
- 2 群馬県職員等の旅費に関する条例の運用について（昭和38年群本例規第21号）

記

1 再委任等

国費旅費規則第4条第2項及び県費旅費条例第4条第1項の規定により、別表右欄の旅行命令及び旅行依頼に係る警察本部長の権限について、同表左欄の者に委任する。

2 職務代理

前記1の規定により委任を受けた者が事故のため、その職務を行うことができない場合において、当該職務を代理する者については、警務部会計統括官が別に定める。

前文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））

平成30年3月16日から施行する。

前文（抄）（平成31年2月26日群本例規第7号（務））

平成31年3月8日から施行する。

別表（1関係）

旅行命令権者一覧

| 委任する者 | 委任の範囲 |
|--------|--|
| 警務部長 | 警務部首席監察官、警務部総務統括官、警務部警務統括官、警務部会計統括官、警務部参事官、警務部の所属の長、警務部理事官及び警務部管理官に対する旅行命令 |
| 生活安全部長 | 生活安全部人身安全対策統括官、生活安全部参事官、生活安全部の所属の長、生活安全部理事官及び生活安全部管理官に対する旅行命令 |
| 地域部長 | 地域部参事官、地域部の所属の長、地域部理事官及び地域部管理官に対する旅行命令 |
| 刑事部長 | 刑事部特殊詐欺対策統括官、刑事部参事官、刑事部鑑識科学センター長、刑事部の所属の長、刑事部理事官及び刑事部管理官に対する旅行命令 |
| 交通部長 | 交通部交通安全対策統括官、交通部参事官、交通部総合交通センター長、交通部の所属の長、交通部理事官及び交通部管理官に対する旅行命令 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 警備部長 | 警備部危機管理対策統括官、警備部参事官、警備部の所属の長、警備部理事官及び警備部管理官に対する旅行命令 |
| 警察本部の所属の長 (警察学校長を除く。) | 所属の職員のうち、警部以上の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)に対する旅行命令 |
| 警察学校長 | 警察学校長以下警察学校の職員のうち、警部以上の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)に対する旅行命令 |
| 警察本部の所属の次席及び副隊長(部の附置機関の副隊長に限る。) | 所属の職員のうち、警部補以下の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)に対する旅行命令及び当該所属の業務において必要な旅行依頼 |
| 警察学校の副校長 | 警察学校の職員のうち、警部補以下の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)及び警察学校に入校中の学生に対する旅行命令並びに警察学校の業務において必要な旅行依頼 |
| 警察署長 | 警察署長以下警察署の職員のうち、警部以上の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)に対する旅行命令 |
| 警察署の副署長 | 警察署の職員のうち、警部補以下の階級にある職員(同相当職の一般職員を含む。)に対する旅行命令及び警察署の業務において必要な旅行依頼 |

※ 所属とは、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)第2条第2号に規定する所属をいう。